

東原児童館(下井草1 23 23)



## 杉並区保健福祉計画・ 介護保険事業計画が まとめられました

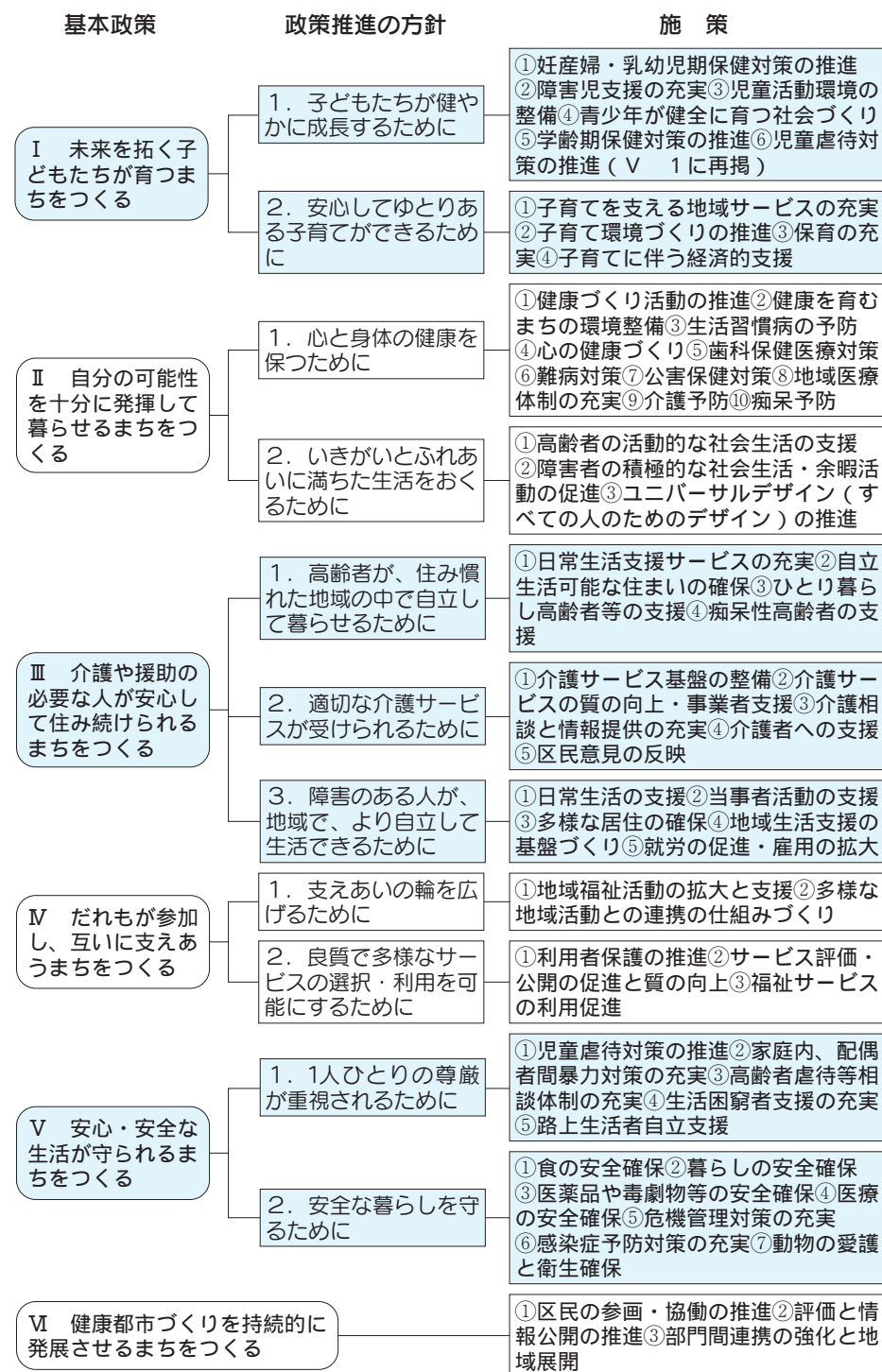
介護保険制度が始まって3年が経過し、また、4月1日からは障害者福祉サービスが支援費制度に変わりました。福祉サービスを利用者本人が契約する時代を迎え、保健福祉を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

この号では、今後の杉並区の保健福祉サービスの基本となる保健福祉計画・介護保険事業計画について、改定された内容をお知らせします。

問い合わせは、「保健福祉計画」は保健福祉部管理課、「介護保険事業計画」は高齢者施策課へ。

### ◇体系図

目標：子どもから高齢者まですべての人が、安心して健やかに生活できる「健康都市杉並」をめざす



### 寄せられたご意見

昨年10月に「保健福祉計画・介護保険事業計画」の素案を公表し、ホームページや関係団体などを通して区民の皆さんから多くのご意見をいただきました。寄せられたご意見・ご要望で主なものは、①財政難の中でも福祉サービスの質を下げないでほしい②幼児健康診査未受診者の支援体制づくりを望む③学童クラブを登録制にしてほしい④高齢者や障害者が積極的に社会参加できる場の拡大、介護サービスの充実⑤特別養護老人ホームへの入所待機期間の短縮⑥ボランティア精神の育成⑦介護サービスの

入事業者の評価の積極的な公表でサービスの質の向上を図る、などがありました。また、今回の改定では、「カタカナ語について見直し」とのご意見により、可能な限り言い換えを行い、そのまま使用した用語については解説を加えました。寄せられたご意見・ご要望は、できる限り計画に反映するよう努めるとともに、その対応について、区ホームページに掲載しますのでご覧ください。

### 保健福祉計画推進の方向

計画は、15、19年度までの五年間を計画期間とし、三年目に見直しを行います。また計画の目標を子どもから高齢者まですべての人が、安心して健やかに生活できる「健康都市杉並」をめざす」とし、I 未来を拓く子どもたちが育つまちをつくる  
II 自分の可能性を十分に発揮して暮らせるまちをつくる  
III 介護や援助の必要な人が安心して住み続けられるまちをつくる  
IV だれもが参加し、互いに支えあうまちをつくる  
V 安心・安全な生活が守られるまちをつくる  
VI 健康都市づくりを持続的に発展させるまちをつくる

「杉並区保健福祉計画」(介護保険事業計画を含む)は、区政資料室(区役所西棟二階)および区立図書館、保健センターなどで閲覧できます(4月7日以降)。また、区ホームページにも掲載しています。なお、区政資料室では一冊一〇〇円で4月7日から販売します(貸出用もありません)。

# 重点推進プラン

1面に示された施策の体系に沿って、今後多様な保健福祉事業を推進してまいります。特に優先性・緊急性の高い課題について10項目の「重点推進プラン」として重点的・戦略的に取り組みます。その中の主な事業について下表に示しました。

	主要事業名	現況	計画内容	19年度の目標
1. 健康都市づくりの推進と地域展開	(仮称)保健福祉センターの設置	新規	16年度設置5カ所	運営5カ所
	地域健康づくり支援事業	健康づくり自主グループ103	主に健康講座修了後、健康習慣の定着と仲間づくりをめざしグループを誕生させ自立を支援する	健康づくり自主グループ223
	ヘルシーメニュー推奨店	認証店43店舗	区民が飲食店の利用により健康的な生活習慣が定着するよう、関係者に理解を得ながらヘルシーメニュー推奨店を増やしていく	推奨店340店舗
	分煙化の推進	分煙機の設置台数51台	区民が利用する地域施設と窓口型事務所に分煙機を設置するとともに、公共的施設や飲食店などに普及を働きかける	公共的施設の分煙化率70%
	健康なまちづくりモデル事業	新規	ヘルシーメニュー推奨店や分煙推進などを核として、モデル地区を指定して実施を図る	継続
2. 多様・増大する保育需要への対応	乳児保育の充実	産休あけ保育11園 0歳児保育(8カ月)18園	保育園の改築3園、改修2園	産休あけ保育15園 0歳児保育17園
	私立保育園運営助成(駅前保育所を含む)	12園(駅前保育所を含む)	1園(分園を含む)	13園
	認証保育所の拡充	4所	3所	7所
	延長保育の充実	18園	6園	実施率60%以上
3. 児童館、学童クラブ運営の再構築	学童クラブの待機児解消と運営の拡充	待機児の増(14年4月現在22人)/学校休業日9時開設	学童クラブ登録制度の実施と、学童クラブ開設時間を変更	待機児童0人 8時30分開設
	開かれた児童館運営の実施	開館時間午前9時~午後5時 館職員のみで事業企画・運営	児童館の開館時間を児童の生活時間に合わせる。地域団体や利用者の意見を反映し、事業を実施	開館時間午前10時~午後6時の実施。地域団体などと協働して事業を実施
4. 健康づくりの支援とすぎなみ健康づくり21	区民健康診査	8万3640人	成人健康診査と高齢者健康診査を統合し、区民にわかりやすい健診体制の整備を図る	約9万人
	高齢者いきいき・はつらつ事業	推進会議=年6回/各種講座などの開催=3講座延12回	区民を構成員とする推進会議を開催し、社会活動参加セミナーや地域活動リーダー研修などを開催する	推進会議=年6回/各種講座等の開催=3講座延12回
	転倒予防教室	年間6コース延72回	区民の需要にあわせ開催回数を増やし、転倒・骨折が原因で要介護状態に陥ることがないようにする	年間15コース延180回
5. 高齢者の痴呆予防と支援	地域座談会、痴呆予防教室の開催	新規	痴呆予防の情報提供、予防活動を推進するため、地域座談会、痴呆予防教室を新規に実施し、継続・拡大を図る	地域座談会=年6回/痴呆予防教室=年3コース延36回/自主グループ支援
	痴呆性高齢者家族安らぎ支援事業の実施	新規	痴呆性高齢者の介護負担の軽減を図るため、話し相手や見守りを行う痴呆性高齢者家族安らぎ支援事業実施する	痴呆性高齢者家族安らぎ支援事業の実施=年40人
	痴呆性高齢者支援体制検討会の設置	新規	痴呆予防、痴呆の早期発見・早期対応、痴呆性高齢者の支援体制整備のため、医療・保健・介護の実践者と専門知識者による検討会を開催する	検討会後は、推進のための会議を必要に応じて開催
6. ひとり暮らし高齢者等の支援	高齢者安心ネットワークシステム	新規	ケア24単位に安心協力員・協力機関を確保し、民生委員などと連携したネットワークシステムの構築を順次進める	ケア24(21所)で実施
	緊急通報システム(消防庁、民間事業者)	463台(消防庁)/167台(民間事業者)	毎年5台増(消防庁)/毎年35台増(民間事業者)	488台(消防庁)/342台(民間事業者)
7. 入所型介護施設の整備	特別養護老人ホーム	定員数1037床	109床(170床)	
	痴呆性高齢者グループホーム	定員数21人	63人(80人)	早期に入所を必要とする申込者が、6カ月~1年以内に入所できる
	介護強化型ケアハウス	新規	110床(160床)	
	老人保健施設	定員数206床	112床(210床)	
8. 障害者の自立生活支援の推進	24時間生活支援施設の設置	新規	知的障害者入所更生施設の整備(短期入所、地域自立生活支援センター、自身体験、人材育成、地域交流スペースを併設)	設置・運営
	援助のある住居の確保	生活寮など9カ所/精神障害者グループホーム2カ所	生活寮の拡充支援 重度生活寮・重度身障グループホーム各1カ所/精神障害者グループホーム2カ所	計20カ所
	地域生活支援の拠点づくり	精神障害者地域生活支援センター1カ所	障害者地域自立生活支援センター2カ所/空き店舗などを活用した地域生活援助事業モデル事業の検討15・16年度(開始17年度)	支援センター3カ所/モデル事業3カ所
9. 保健福祉サービスを安心して利用・選択できる仕組みづくり	苦情処理調整機関の設置、運営	新規	苦情処理調整機関の検討および設置、区民への積極的な周知を行い、苦情や権利侵害を潜在化させない。改善の必要なサービス事業者に対し指導を行い、サービスの質の向上を図る	苦情処理調整機関の運営、情報提供、広報周知
	区立施設・サービスの第三者評価の実施	新規	17年度までに全施設・該当サービスの第三者評価を実施し、毎年継続する	100%
	民間事業者に対する第三者評価実施の働きかけ	新規	15年度から補助金制度を創設し、事業者連絡会などを利用して第三者評価の実施の働きかけを行う。また、自己評価についても推奨・支援する	自己評価100%/第三者評価80%
10. 家庭内の虐待や暴力をなくすために	相談の充実(子どもと家庭の総合相談「ゆうライン」)	相談件数1545件	効果的な周知を図り、当事者の大人、子どもからの相談を広く受けるとともに、関係機関が地域で必要な連携を進められるよう児童相談所などとの調整を図る	迅速で的確な対応を行ない、深刻化を防ぐ
	グループカウンセリングの充実	育児不安や育児を負担に感じている親を対象に実施。4保健センター=年72回	同じ悩みを持つ親同士の交流や専門家からの助言などを通して、児童虐待を防止するよう、すべての(仮称)保健福祉センターで実施に取り組む	すべての(仮称)保健福祉センターで実施=各センター月2回
	DV被害者緊急一時保護/DV被害者支援のための相談・支援事業	福祉事務所、男女平等推進センター、保健センター等で実施。相談176件、一時保護13件	相談窓口の拡充、相談者の状況や希望にあわせて一時保護、自立支援事業の実施、相談員の育成強化/支援事業資源(一時避難所、住居、就労支援、公的保証人制度など)の確保	相談者の状況や希望を尊重した適切な相談・支援体制をつくる
	高齢者虐待相談および緊急対応	福祉事務所老人福祉指導主事が通報に基づき対応=44件対応	適切な予防・相談体制を充実させるとともに、必要に応じ緊急一時保護を実施する。一時保護施設などの確保を図る	迅速で的確な対応を行う体制をつくる

# 第二期介護保険事業計画

計画は、保健福祉計画と同じく15～19年度の5年間です。内容は、基本理念など介護保険事業の基本的な考えは現行計画を踏襲し、「改定のポイント」に示した事項を中心に改定を行っています。

## 基本理念

### 高齢者の自立支援

### 「杉並らしき」を生かした介護保険事業のために

表1 計画期間における人口推計など

区分(単位)	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
総人口(人)	521,959	521,700	521,443	519,639	517,836
第2号被保険者数(40歳以上65歳未満)(人)	163,253	163,651	164,049	164,896	165,744
第1号被保険者数(65歳以上)(人)	93,945	95,844	97,744	99,382	101,020
高齢化率	18.0%	18.4%	18.7%	19.1%	19.5%
要介護等認定者数(人)	14,281	14,915	15,562	16,247	16,941
65歳以上人口比	15.2%	15.6%	15.9%	16.3%	16.8%
居宅サービス対象者数(人)	11,855	12,298	12,651	13,256	13,708
施設サービス対象者数(人)	2,426	2,617	2,911	2,991	3,233

(注)1 17年度と12年度に実施した国勢調査の人口数を用いて各年度10月1日現在で推計しました。2 要介護等認定者数は、14年9月末日の要介護等認定者数と65歳以上人口の比率をもとに推計しました。

区民一人ひとりが、本人にとって最も適した介護サービスを受けることができるように、杉並独自の要介護度別の居宅サービス計画モデルを作成し、被保険者や居宅介護支援事業者に提供します。

## 改定のポイント

区立の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、短期入所生活介護および通所介護(区立高齢者在宅サービスセンター)は、民間事業者の参入が進み、委託先社会福祉法人などによる自主運営の基盤が整ってきていることから、段階的に民営化していきます。



風船バレーに挑戦! (和田ふれあいの家 和田3 52 4)

表2 介護サービスの給付実績と目標量

○居宅サービス

サービス名(単位)	14年度 給付実績	目標量(提供量)				
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
訪問介護(回/週)	31,262	34,765	36,356	37,742	40,062	42,456
訪問入浴介護(回/週)	637	703	740	771	845	919
訪問看護(回/週)	1,179	1,322	1,387	1,443	1,557	1,672
訪問リハビリテーション(回/週)	59	65	93	125	169	219
居宅療養管理指導(人/月)	1,347	1,642	2,060	2,496	3,013	3,583
通所介護、通所リハビリテーション(回/週)	4,221	4,825	5,124	5,390	5,784	6,170
短期入所生活介護、短期入所療養介護(注1)	3,729	4,606	5,195	5,779	6,578	7,438
痴呆対応型共同生活介護(人/月)	46	89	112	133	152	170
特定施設入所者生活介護(人/月)	360	390	440	470	530	560
福祉用具貸与(注2)	9,028	3,285	3,457	3,615	3,846	4,095
居宅介護支援(人/月)	7,627	8,444	8,814	9,140	9,646	10,187

(注)1 短期入所生活介護・短期入所療養介護は、14年度は6カ月あたりの週数、15年度以降は月あたりの床数を記載しています。2 福祉用具貸与は、14年度は月あたりの利用件数、15年度以降は月あたりの利用者数を記載しています。

○施設サービス

サービス名(単位)	14年度 給付実績	目標量(提供量)				
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
介護老人福祉施設(人)	1,413	1,532	1,604	1,665	1,680	1,756
介護老人保健施設(人)	477	498	523	660	690	820
介護療養型医療施設(人)	269	396	490	586	621	657
合計	2,159	2,426	2,617	2,911	2,991	3,233
65歳以上人口比	2.4%	2.6%	2.7%	3.0%	3.0%	3.2%

介護者への支援として、家族介護教室を開催するほか、痴呆性高齢者の家族に介護経験者が訪問などを行う安らぎ支援事業や家族連絡会を実施します。

介護サービスの目標量とその確保のための方策

介護サービスの目標量は、利用意向、給付実績、事業者参入動向などから、表2のとおり設定しました。

介護保険の事業費の見込み

表3 介護保険の事業費の見込み

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度
居宅サービス総費用	11,652	12,362	12,960
施設サービス総費用	9,699	10,549	11,790
その他の費用	1,407	1,467	1,520
合計	22,758	24,378	26,270

その他の費用は、福祉用具購入費、住宅改修、高額介護サービス費および審査支払手数料の費用の合計です。

# 第1号被保険者の介護保険料を改定

## 基準月額を二〇〇〇円に

介護保険事業計画の見直しに伴い、保険料を改定しました。ここでは15年度～17年度の金額についてお知らせします。

保険料の問い合わせは、介護保険課資格保険料係へ。

保険料の上昇を抑えました

今後三年間の介護保険サービスにかかる費用を基準月額を算出すると基準月額は三三〇五円になります。12～14年度に積み立てた介護保険給付費準備基金を三年間で一億二五〇〇万円取り崩すことで、基準月額を三〇〇〇円に抑えています。

一人ひとりの保険料は、区民税の課税状況などに応じて

して設定した五段階のいずれかに該当します。(表1)

基準月額はどうやって決めたの?

15～17年度にかかる介護保険サービスの費用や今後の第1号被保険者(65歳以上の方)の人数などを基に計算します。(左下図)

介護サービスの費用

今後、介護を必要とする方の人数や、どのくらいサービスが利用されるかなどを、今までの実績や、実態調査の結果を基に見込んでいます。

第二期介護保険事業計画では、介護を必要とする方やサービス利用が伸びると予測しているため、介護保険サービスの費用は今後増加すると見込んでいます。

サービスの費用の18%

第1号被保険者の方には、介護サービスの費用の18%を保険料として負担していただきます。

この金額を三年間の第1号被保険者の人数で割って保険料を算出します。

保険料の支払は?

特別徴収 保険料を年金から天引きされている方

4・6・8月に支給される年金からお支払いいただく保険料は、今年2月にお支払いいただいた保険料(今までの保険料)と同額になります。

10・12・2月に支給される年金からお支払いいただく保険料は、新しい保険料年額から4・6・8月にお支払いいただいた保険料を引いて三で割った額です。

お支払いいただく保険料の通知書は、7月下旬にお送りします。

普通徴収 保険料を納付書・口座振替で納付の方

4月分から新しい保険料になります。

仮算定

4月～7月(四カ月)の保険料は、14年度の区民税などを基に保険料を決定します。

本算定

8月～3月(八カ月)の保険料は、15年度の区民税などを基に保険料を決定します。

保険料の通知書は7月下旬にお送りします。(表2)

表1 新しい保険料年額

段階	対象者	新しい保険料年額	今までの保険料年額
第1段階 基準額×0.5	生活保護受給者・世帯全員が区民税非課税で老齢福祉年金受給者	18,000円	17,600円
第2段階 基準額×0.75	世帯全員(一人世帯を含む)が区民税非課税	27,000円	26,500円
第3段階 基準額(基準月額×12)	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税	36,000円	35,300円
第4段階 基準額×1.25	本人が区民税課税で合計所得200万円未満	45,000円	44,100円
第5段階 基準額×1.5	本人が区民税課税で合計所得200万円以上	54,000円	52,900円

第4段階と第5段階の境界所得を250万円から200万円に変更しました。

## 費用の負担と保険料

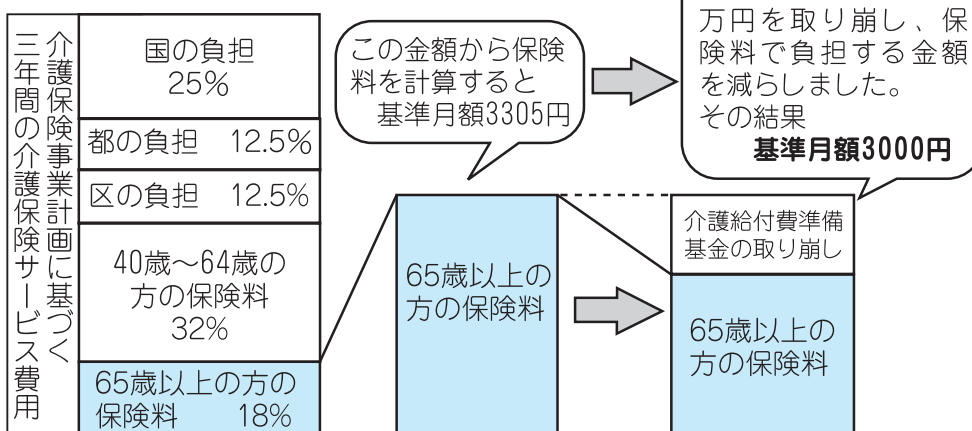


表2 保険料の支払

	保険料支払月	保険料額新・旧	お支払いいただく保険料の額	通知書発送
特別徴収	4月 6月 8月	旧	今年2月と同額	7月下旬
	10月 12月 2月	新	「15年度区民税額などで計算した年間額」-「4・6・8月にお支払いいただいている金額」÷3	
普通徴収	4月～ 7月	新	14年度区民税額などで計算した金額(仮算定)	4月14日
	8月～ 3月	新	15年度区民税額などで計算した金額(本算定)	7月下旬

## 介護報酬の改定

介護保険制度開始から三年が経過し、初めて介護報酬(介護サービスの単価)の見直し(増減)が行われ、4月1日から実施されました。

これは、近年の物価状況や介護事業者の経営実態をふまえて、できるだけ自立した在宅生活の継続や、介護サービスの質の向上の観点から、より適正なものに見直したものです。

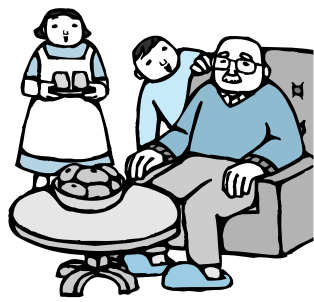
現在サービスを利用されている方へ

介護報酬の見直しに伴い、今までと同じ内容のサービスを利用しても、一割の利用者負担額が増減する場合があります。

なお、サービスを利用できる限度額(支給限度基準額)は変わりませんので、介護報酬の見直しによって、利用できる回数が変わる場合があります。

詳細は担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)にお問い合わせください。

また、要介護認定の申請窓口で配付している「介護保険サービス事業者ガイドブック」介護保険利用者ガイド(15年4月中旬改訂)もご利用ください。



高井戸児童館の子ども達と浴風会グループホームまわりの利用者の交流会

